賃金控除に関する協定書

　株式会社●●（以下甲とする）と株式会社●●労働者代表■■■■（以下乙とする）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関して、下記のとおり協定する。

記

１　甲は、毎月末日、賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。ただし、下記金額につき変更の必要性が生じたときは、速やかに協議するものとする。

　　１．労働組合費　　　月額☓☓円

　　２．持株会費　　　　社員の指定した額

２　この協定は、令和○年○月○日から有効とする。

３　この協定は、いずれかの当事者が〇日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和○年○月○日

甲：株式会社●●　代表取締役

　（使用者職氏名）　　　　　　　▲▲　▲▲　　　　印

乙：株式会社●●　総務部

　（労働者代表）　　　　　　　　■■　■次郎　　　　印